

国家戦略特区ワーキンググループ 沖縄県提出資料

平成30年3月16日



沖縄県

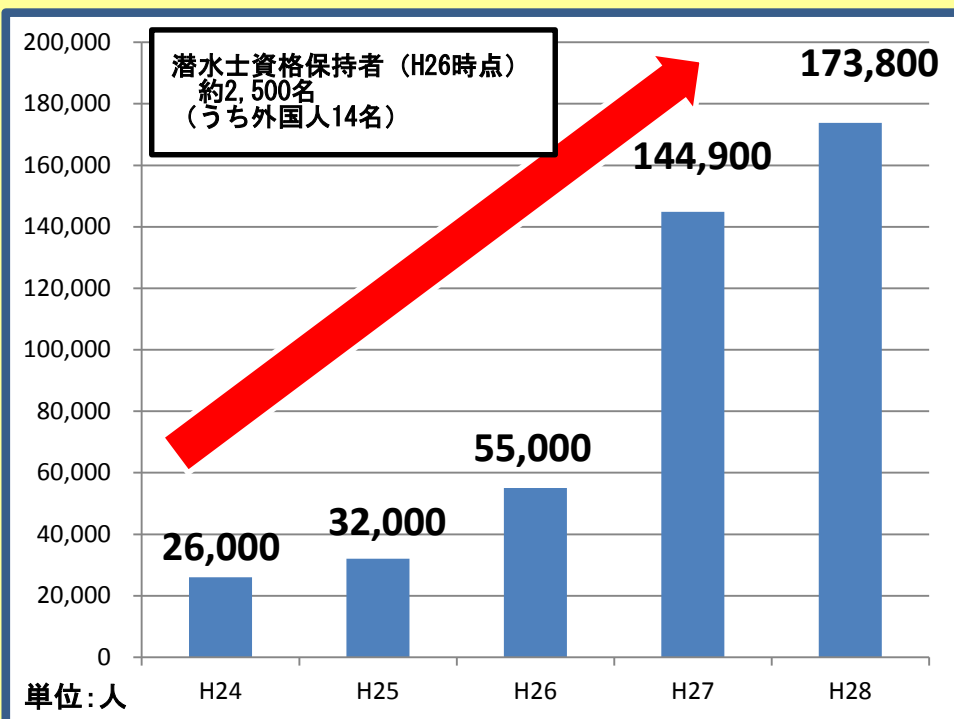
新規提案事項

- 1 レジャーダイバーガイドに係る要件緩和
- 2 ホテル等における在留資格緩和
- 3 内航船・外航船の資格変更届出免除
- 4 船内台車の船用品への位置付け
- 5 外国人IT技術者の在留資格緩和

レジャーダイバーガイドにおける外国人対応について (インバウンド・観光促進)

現状

○ 沖縄を訪れる外国人観光客でダイビングを実施した人数は年々増加するなど好調に推移している。(下記グラフ)



○ インバウンドを促進し、更なる観光振興を達成するためには、「高度レジャーダイバーガイドの輩出」や「沖縄ダイビングの満足度向上」などを更に進める必要がある。

課題

○インストラクターを業とする場合、日本の潜水士資格（日本語での試験）が必須となっており、外国人の取得が困難

○一方、潜水士試験では、レジャーダイビングで不要な項目等がある

○インストラクターに必要なスキルは民間資格でもカバー可能

(参考：不要な項目)

・作業潜水（水中及び潜函での土木作業など）での複雑な手順やスキル（ヘルメット式呼吸器材を使用や送気潜水など）

規制改革提案

潜水士資格と同程度のインストラクター資格（PADI等）保持者が特定の研修を受講することで、外国人観光客に限定したダイバーガイドを実施可能とする免許を創設。

現行法の規制(レジャーダイバーガイド)

労働安全衛生法

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

労働安全衛生法施行令

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

九 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務

高気圧作業安全衛生規則

第十二条 事業者は、潜水土免許を受けた者でなければ、潜水業務につかせてはならない。

これまでの調整経緯

平成26年10月26日 第1回区域会議において、沖縄県から新規提案

// 11月20日 国家戦略特区WG開催、厚労省より以下について指摘

- ①「世界規模のスクーバダイビング指導団体」の性格や信頼性、その団体が認定する「ダイビングガイド資格」がどのような資質を担保するものか、労働安全衛生法の規制の趣旨に合致するものであるのか等について、十分な情報収集が必要
- ②労働安全衛生法令は、労働者の生命と健康を守るという観点からの全国一律の最低基準、罰則つきの強行法規であるから、一部の地域についてのみ安全の水準を緩和することは馴染まない。

平成27年10月～平成29年12月 県と厚労省との調整

- ・民間団体の性格・信頼性に係る資料として、PADI資料、組織概要及び潜水土試験との比較に関する資料等を提供

平成29年12月 厚労省から県への回答

- ①PADI及びNAUIの試験内容について、潜水土試験の試験内容を網羅していないため、当該試験の合格のみをもって潜水土試験合格者と扱うことは難しい。
- ②NAUIに関しては、民間団体の性格・信頼・国際的な斉一性がわかる資料の登録が確認できず、実施されている試験及びその資格付与に関する信頼性が担保されていない

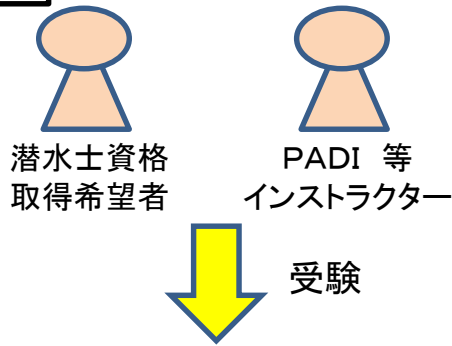
潜水士資格試験科目とPADIプロ資格比較①

項目	潜水士資格試験	PADIプロ資格(ダイブマスター)
潜水業務	<ul style="list-style-type: none"> ✓浮力と圧力 ✓気体の性質 ✓水中での光・音・熱の伝播 ✓潜水業務及び危険性や事故発生時の措置 ✓潜水器種別取扱い及び点検整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓理論知識(熱・光・音・水) ✓圧力、気体の体積、密度、温度の関係 ✓浮力 ✓水中の気体 ✓トラブル管理 ✓器材について(スクーバタンク、レギュレーター、ダイブコンピューターとゲージ)
送気、潜降及び浮上	<ul style="list-style-type: none"> ✓潜水業務に必要な送気 ✓潜行及び浮上 ✓潜水業務用時間表 	<ul style="list-style-type: none"> ※該当無し ✓基本スキル: 潜降と浮上 ✓レクリエーションダイブプランナー(潜水時間計画表)
高気圧障害	<ul style="list-style-type: none"> ✓人のからだ(循環・呼吸器・神経系) ✓潜水による障害とその対策 ✓潜水者の健康管理 ✓潜水業務に必要な救急措置 	<ul style="list-style-type: none"> ✓循環器系と呼吸器系 ✓窒素と不活性ガスに対する反応 ✓温度変化に対する反応 ✓ダイバーの安全とリスクマネジメント(自分の健康、安全、ダイビングの技量)
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓法令の構成 ✓高気圧作業に関連する労働安全衛生法の構成 ✓労働安全衛生法、労働安全衛生規則 ✓高気圧作業安全衛生規則 ✓罰則 	<ul style="list-style-type: none"> ※該当無し
潜水実務	無し	<ul style="list-style-type: none"> ✓400m水泳 ✓15分間立ち泳ぎ ✓800mスノーケルスイム ✓100m疲労ダイバー曳行 ✓器材交換等

PADI等のプロ資格では、日本国内でレジャーダイバーガイドを実施する上で必要な関係法令の知識が不足しているため、不足分を研修でカバーする(※潜水業務に必要な送気等については、レジャーダイビングに関する部分のみ研修を実施)。

レジャーダイバーガイドにおける規制緩和案

現行



潜水士資格試験

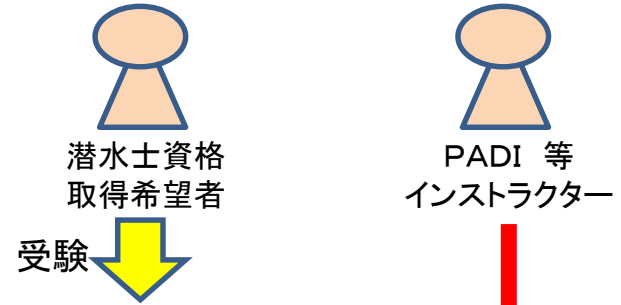


潜水士業務	ダイバーガイド	等
	水中掘削	
	海洋生物の調査・採集	

※現行制度では、潜水士業務を行うためには、潜水士資格試験(日本語のみで実施)に合格し、潜水士資格(国家資格)を取得しなければならない。

改正案

外国人観光客の
対応に限定



潜水士資格試験

潜水士研修
(県、民間実施)

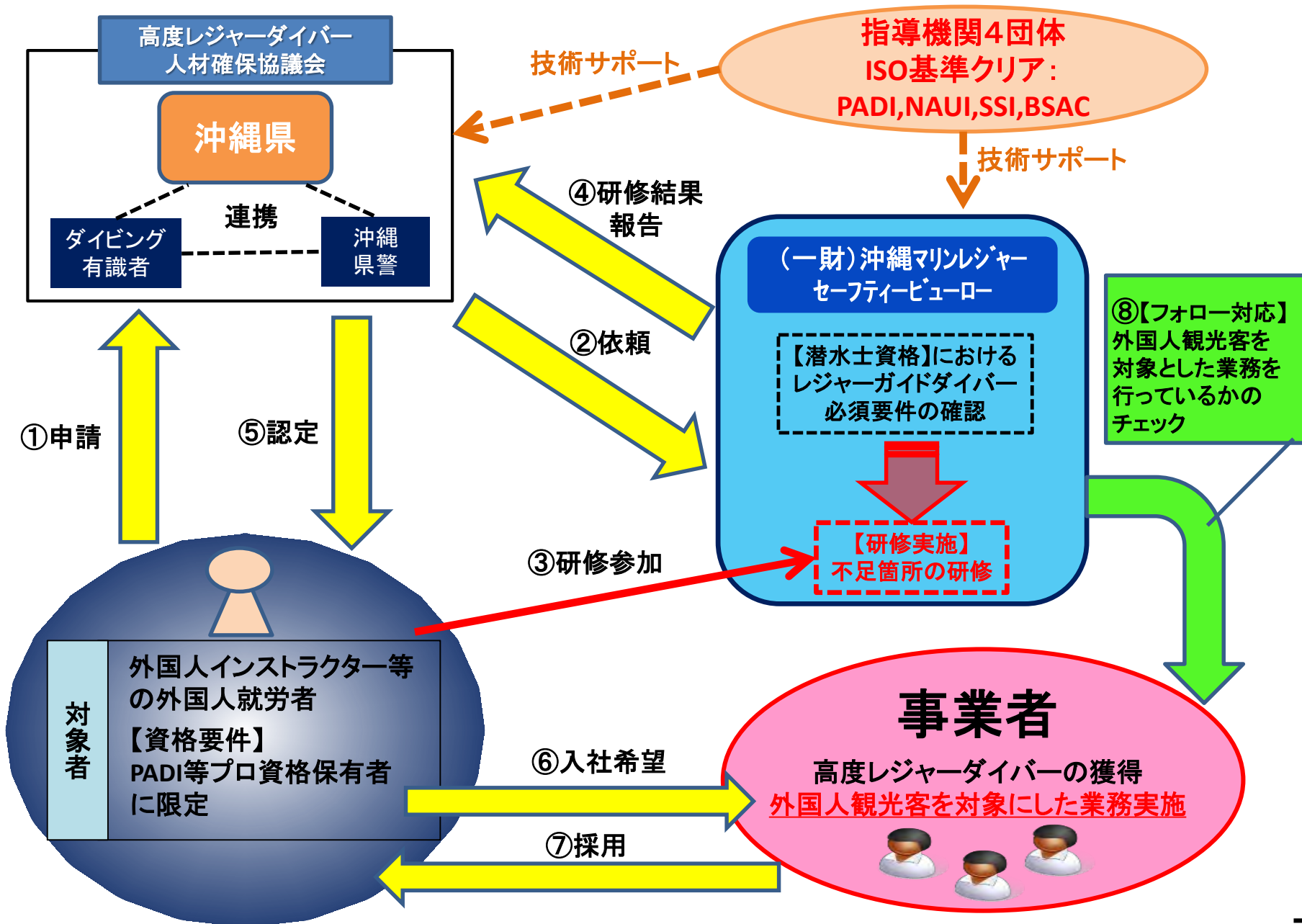


研修修了

潜水士業務	ダイバーガイド	等
	水中掘削	
	海洋生物の調査・採集	

※改正案では、PADI等のインストラクター資格保持者は、研修を修了することで、ダイバーガイドのみを実施可能とする「特例潜水士免許制度」を創設する。
有資格者となった者は、外国人観光客に限定して業務を実施する。

レジャーダイバーガイドの外国人対応についてのフロー図



「世界水準の観光リゾート地」の形成に向けた インバウンド外国人材の受入れ推進 (ホテル等における在留資格に係る規制緩和)

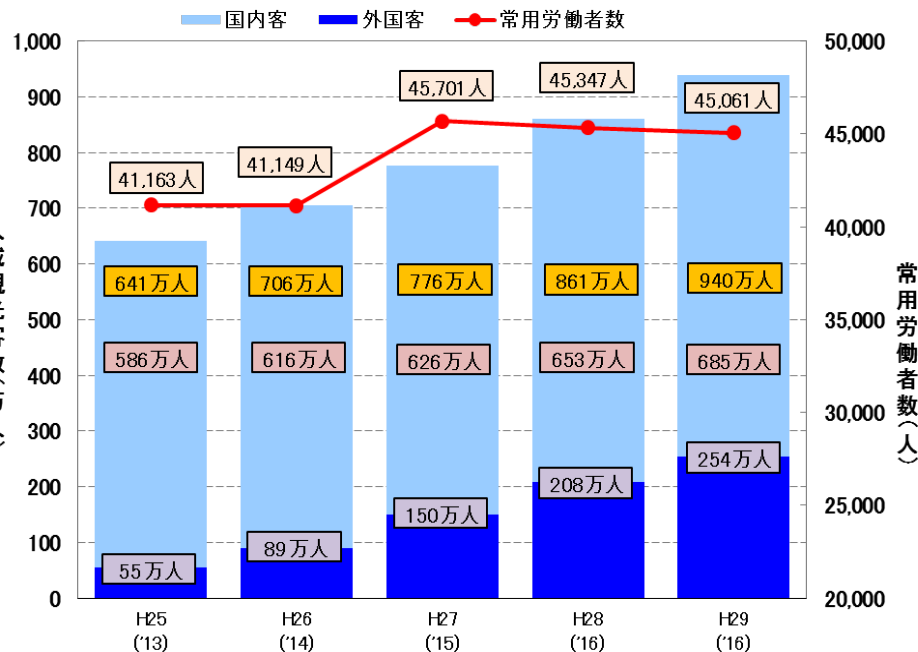
現状

観光産業は、我が国の成長分野として大きく期待されており、沖縄県においても、外国人観光客が急増中！

課題

ホテル等において、外国語を用いたフロント業務は「技術・人文知識・国際業務」に該当するとして認められているが、その他の訪日外国人対応の業務も急増している。

入域観光客数と常用労働者数(宿泊業、飲食サービス業)の推移



※出所: 観光客数は沖縄県「入域観光客統計」
常用労働者数は沖縄県「毎月勤労統計調査地方調査」(事業所規模=5人以上)
※外国客には、特例上陸者を含む。
※入域観光客数は四捨五入しているため、合計値が合わない年もある。

規制改革提案

大学及び本邦の専修学校において、観光に関する科目を専攻した者や3年以上の実務経験を有する者が、民間資格試験(※)の取得を要件に、フロント業務のみならず、訪日外国人を対象とした対人業務であるレストランサービス業務、ベル業務等やおもてなし支援である客室清掃等についても実施可能な枠組み(新たなインバウンド外国人材類型)を設ける。

※ホテルビジネス実務検定、日本語能力試験などを想定

インバウンド外国人材の採用フロー図①

提案①: マルチタスク人材

【資格要件】 次の「ア～ウ」の「いずれか一つ」満たし、エの資格試験に合格した者。

ア 観光に関する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと

イ 観光に関する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと。

ウ 3年以上の実務経験を有すること

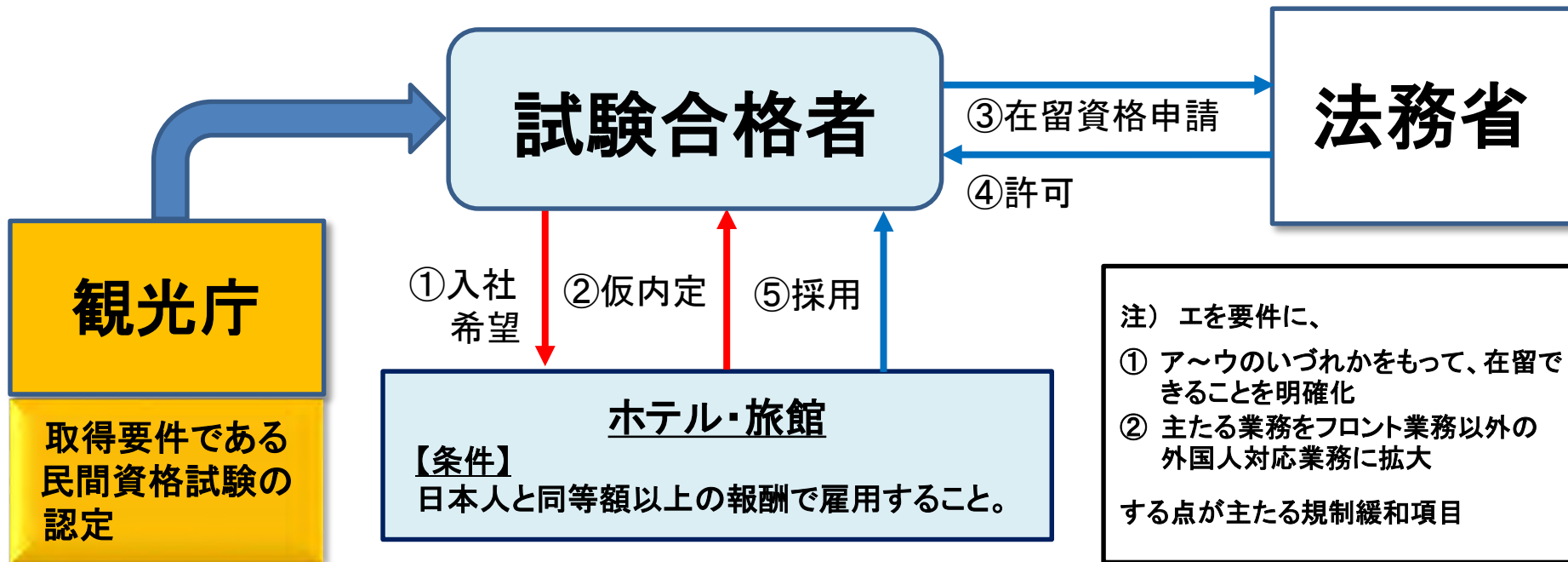
エ ホテルビジネス実務検定に合格したこと

【可能な業務】

フロント業務、レストランサービス業務、ベル業務等の訪日外国人を対象とした対人業務

※下線部分が今回の追加提案業務

※付随する業務(関係する事務作業、準備・片づけ作業等)にも従事



インバウンド外国人材の採用フロー図②

提案②:おもてなし支援人材

【資格要件】 次の「ア～ウ」の「いずれか一つ」を満たし、エの資格試験に合格した者。

ア 観光に関する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。

イ 観光に関する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと。

ウ 3年以上の実務経験を有すること。

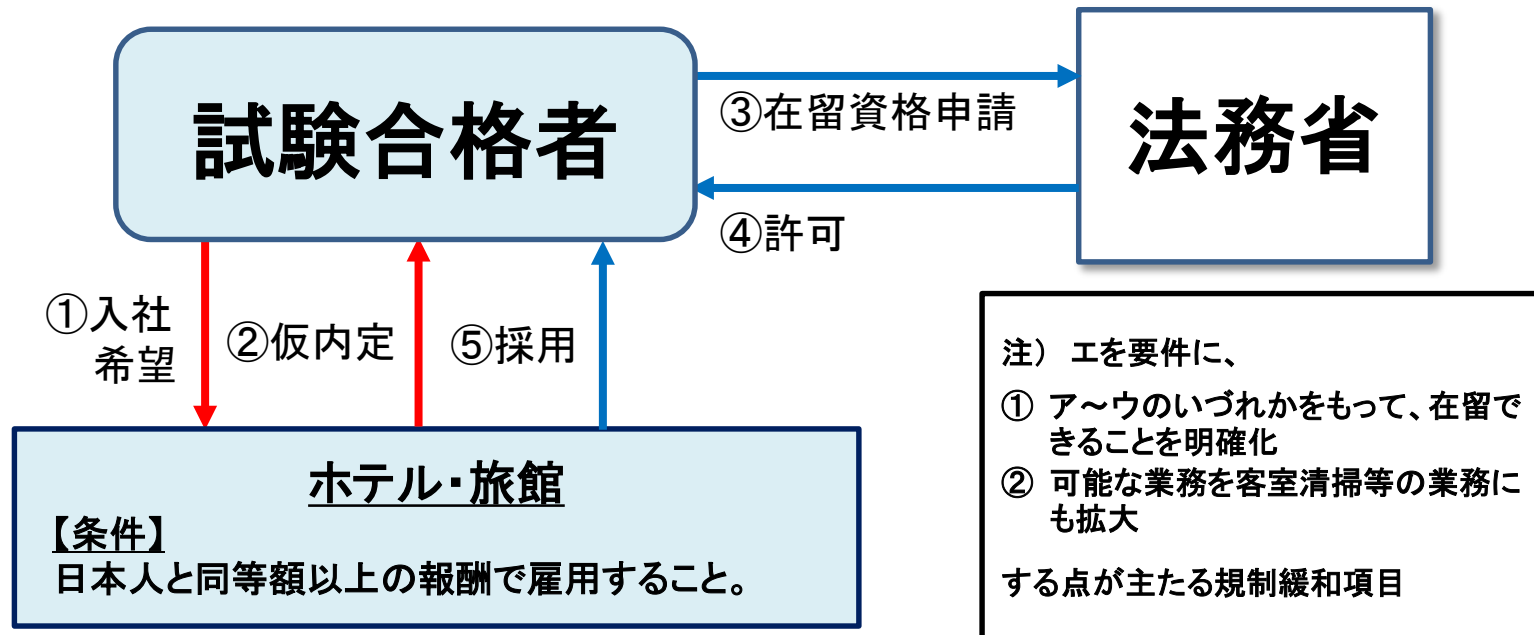
エ 日本語能力試験N4に合格した者。

【可能な業務】

客室清掃等

※下線部分が今回の追加提案業務

※付随する業務(関係する事務作業、準備・片づけ作業等)にも従事



内外併用の日本国籍船舶に係る資格変更届出の免除及び 船内台車(シャーシー)の船用品への位置づけについて

1. 船舶資格変更 現状

外航船又は内航船への資格変更については、税関への届け後、1週間以内は再変更ができない。

【課題】

- ・国内外航路を1週間以内で運航する船舶については、**外国船のまま運航**せざるを得ず、**内国貨物であるにも関わらず税関申告が必要である。**

2. 船内台車(シャーシー) 現状

コンテナ貨物を積載する「船内台車(シャーシー)」は船用荷役機材として使用されているが、**「船用品」に該当しない事から、輸出入申告が必要。**

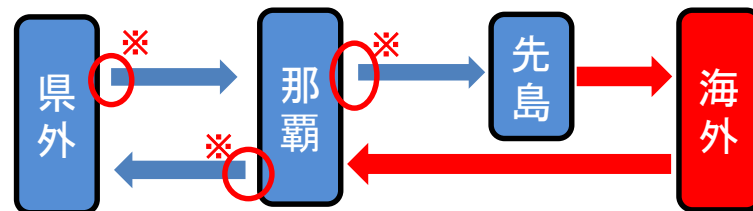
【課題】

- ・荷役機材の船内台車も輸出入申告が必要
- ・輸出入申告に関わる費用発生。
- ・税関許可待ちにおける荷役制限(作業効率の低下)。

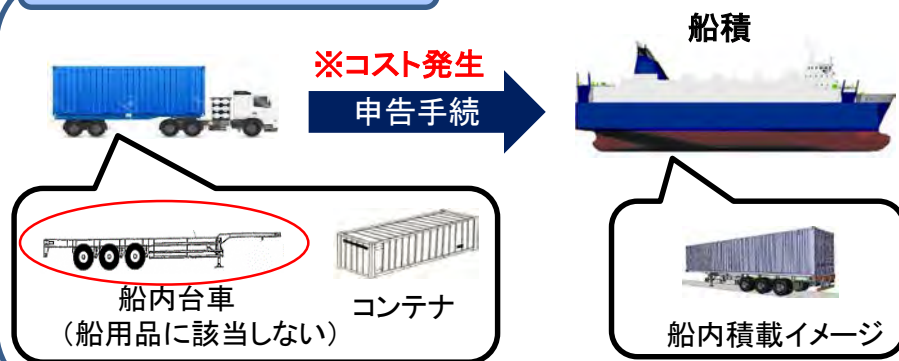
1. 資格変更イメージ

【参考例:国内外航路1週間以内の運航(外国船のまま)】

※内国貨物も税関への内貨運送承認手続きが必要



2. 船内台車イメージ



規制改革提案

1. 資格変更届出を免除する
2. 船内台車(シャーシー)を船用品と位置付け、税関申請は船用品積込承認届出での処理

内外併用の日本国籍船舶に係る資格変更期間の免除及び 船内台車(シャーシー)の船用品への位置づけについて

2. 現行法の規制

— 資格変更 —

関税法第25条／関税法基本通達25-2(2)ロ及びハ

内航船を外航船に、また、外航船を内航として使用する場合は、船長があらかじめ税関に資格変更を届け出なければならない。

資格変更後、1週間以内は当該資格を再変更することができない。

— 船内台車(シャーシー)の船用品積み込み承認 —

関税法第2条第1項第9号/同法第23条

「船用品」とは、燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、じう器その他これらに類する貨物で、船舶において使用するものをいう。

(課題) 船内台車(シャーシー)は通常の貨物同様の通関手続及びコストが発生

(備考) コンテナ(空コンテナ)も船用品ではないが、通関条約により、簡易手続(リストの提出)となっており、費用負担無し

内外併用の日本国籍船舶に係る資格変更期間の免除及び 船内台車(シャーシー)の船用品への位置づけについて

5-1. (緩和後)期待される効果

■安定した輸送サービス、コスト軽減

① 外国、沖縄、日本間でのリードタイム(輸送時間)、荷役作業の時間短縮。

- ・税関申告の許可待ちによる荷役制限がなくなる事、搬入同時作業が可能になる事で作業効率が上がる。
- ・船内台車は通関時に発生した港内横持ち(指定ヤードで通関申告)が無くなる事や、急な変更(台数、向け地等)にも対応でき、作業効率が上がる。

② 各種費用削減による物流コスト削減

- ・通関手続き、トン税支払い手続きに係る費用及び、実務担当者の人件費)の削減。
- ・荷役作業時間のカットによる荷役賃分の物流コスト削減。

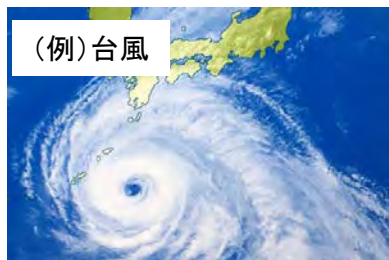
削減効果

・通関手続費等	約840万/年
・綱取放費	約480万/年
・とん税	約400万/年/5港合計)
・シャーシ通関費	約170万/年

輸送費低減による県民サービス向上

③ 急なスケジュール変更(台風や時化等)による接岸バース 変更も迅速に対応。

- ・(内航資格)2日前の税関への入港申請が無くなる。
- ・(内航資格)ソーラス条約の制限が無くなり、国内寄港地が増える。



資格変更



※国内寄港地が増える事で、
スケジュールが立て直しやすくなる

避難



外国人IT人材の受入促進について

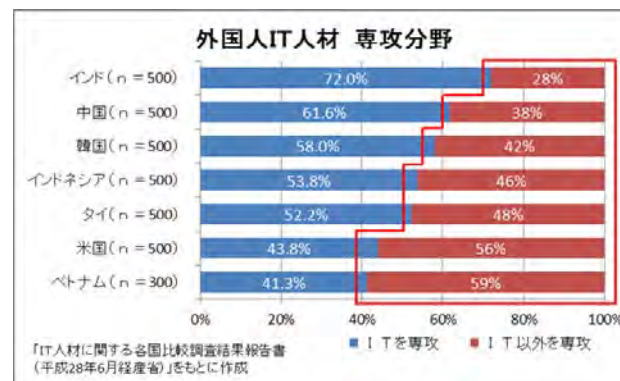
現状

- ◆ 沖縄のIT関連産業は、観光リゾート産業に並ぶリーディング産業に成長。
- ◆ 今後も持続的に発展するため、高度外国人IT人材の受入を促進し、本県のIT関連産業の高度化により、国際競争力を高めることが必要。



課題

- ◆ 外国人IT人材のなかには、IT以外の分野を専攻し、卒業後にIT分野に就業する者も多い(平均39.3%)
平成28年経産省調査
- ◆ 現行制度では、ITを専攻した大卒者等や長期の実務経験を有する者でないと、日本国内でIT技術者として就労できない。



国家戦略特区の活用による外国人IT人材の在留資格の緩和

業界団体からの要望あり

現行の就労ビザ取得要件

- ① ITを専攻して大学を卒業すること。
- ② ITを専攻して本邦の専門学校を卒業すること。
- ③ 10年以上の実務経験を有すること。

※上記いずれかを満たすこと

規制改革 (案)

- ① IT以外を専攻して大学を卒業し、ITに関して3年以上の実務経験を有すること。
- ② IT以外を専攻して本邦の専門学校を卒業し、ITに関して3年以上の実務経験を有すること。
- ③ 高等学校を卒業し、ITに関して5年以上の実務経験を有すること。

※上記いずれかを満たすこと

※その他、資格取得を要件とすることを検討中。

制度上の課題と国家戦略特区を活用した規制改革（案）

制度上の課題

① 間口が狭い

- I T 技術者が就労ビザを取得するには、**一定以上の学歴や実務経験**が必要

② 高度人材が地方で就労するインセンティブが弱い

- **年収に地域差**があるなか、「高度人材ポイント制」は**全国一律の基準**となっている

③ 審査に時間がかかる

- 就労ビザの**審査手続き**に**1～3ヶ月程度**の期間を要する

国家戦略特区制度を活用した規制改革（案）

① 間口の拡大

- ✓ 沖縄限定の I T 技術者向け「**特定活動（情報技術）**」**ビザを創設**
- ✓ 現行の就労ビザ要件と比べて、**学歴要件等を緩和**

② 高度人材の受入促進

- ✓ 「特定活動（情報技術）」ビザ取得者が**高度人材ポイント**を取得しやすくする仕組みを設ける

③ 審査手続きの迅速化

- ✓ 「特定活動（情報技術）ビザに係る諸申請について、他の案件と区別して**優先的に処理する**仕組みを設ける

期待される効果

- **県内 I T 関連産業の高度化**
- **アジア向けビジネス展開拠点の形成**
- **イノベーション拠点の形成**

※ 高度人材ポイント制とは、高度外国人材の受入を促進するため、高度外国人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度のこと